

年末年始の業務

年末年始のごみ収集等のお知らせ

年末年始は、特にごみの量が増えるため、収集時間が遅くなる場合があります。

また、年末のクリーンパーク茂原への持ち込み量が増えるため、大掃除はお早めをお願いします。

▼ごみ収集及びし尿くみとりの休日＝

● **ごみの収集**

12月30日(土)～1月3日(水)

● **し尿のくみ取り**

栃南産業(株)

12月29日(金)正午～1月3日(水)

(有)マルフジ

12月29日(金)～1月4日(木)

▶問い合わせ先＝

ごみ 住民生活課 生活環境係

☎(56)9131

し尿 栃南産業(株)

☎(53)5557

(有)マルフジ

☎(56)6544

上下水道年末年始指定工事店当番表

年月日	指定工事店	電話
平成29年 12月29日 (金)	(有)上野住設	☎(56)4252
	(株)東部興業	☎(56)2506
	(有)野沢建設工業	☎(56)3461
平成29年 12月30日 (土)	(有)栃木屋	☎(56)2117
	(株)津野田土木	☎(53)6451
平成29年 12月31日 (日)	(株)柳田商会	☎(56)2162
	(株)星野組	☎(56)3492
平成30年 1月1日 (月)	猪瀬設備	☎(56)4355
	(株)カクタ技建	☎(53)0699
	(有)太陽建設	☎(56)6873
平成30年 1月2日 (火)	(有)野沢住設工業	☎(56)0923
	(株)神吉工業	☎(53)2337
	(株)高田組	☎(56)3395
平成30年 1月3日 (水)	(有)明和設備工業	☎(56)2239
	(有)仁平組	☎(56)3189

▶問い合わせ先＝上下水道課

● 上水道係 ☎(56)9169

● 業務係 ☎(56)9168

● 下水道係 ☎(56)9144

クリーンパーク茂原からの お知らせ

年末になりますと、クリーンパーク茂原へのごみの持ち込みが集中し、混雑が予想されます。

ごみの収集は12月29日(金)まで行いますので、出せるごみはごみステーションへ出したり、前もって持ち込みするなどし、年末の混雑緩和にご協力ください。

▶休業日＝12月30日(土)から1月3日(水)

▶受付時間＝午前8時30分～正午、
午後1時～4時30分

▶問い合わせ先＝

クリーンパーク茂原

☎028(654)0018

住民生活課 生活環境係

☎(56)9131

年末年始は自動交付機・証明書の コンビニ交付を停止します

【停止期間】

12月29日(金)から1月3日(水)まで終日停止

【停止するサービス】

住民票・印鑑登録証明書自動交付機(役場内設置)

住民票・印鑑登録証明書・所得証明書コンビニ交付

各種証明書が必要な方は、事前にご利用ください。

なお、1月4日(木)からは、通常どおりご利用いただけます。ご理解とご協力をお願いいたします。

▶問い合わせ先＝

住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

● 年末年始における救急診療について ●

年末年始の急な病気やけがは「夜間休日急患診療所」（詳細はP9）、または下表の在宅当番医をご利用ください。また、事前にかかりつけ医の休診日を確認し、体調がすぐれない場合は早めに受診するなどの準備を心がけてください。

年末年始の在宅当番医一覧

	12月29日(金)	12月30日(土)	12月31日(日)	1月1日(月)	1月2日(火)	1月3日(水)
医療機関名 小金井中央病院 下野市小金井2-4-3 ☎0285(44)7000				●		○
石橋総合病院 下野市下古山1-15-4 ☎0285(53)1134	●				●	
小山整形外科内科 小山市雨ヶ谷753 ☎0285(31)1331		●				○
杉村病院 小山市城山町2-7-18 ☎0285(25)5533	●		●			
光南病院 小山市乙女795 ☎0285(45)7711		●		●		
野木病院 野木町友沼5320-2 ☎0280(57)1011			●		●	

●印＝午後5時～翌日午後5時まで診察 ○印＝午後5時～翌日午前9時まで診察
 ※各医療機関には、必ず事前に電話で確認してから受診してください。

▶問い合わせ先＝健康課 成人健康係 ☎(56)9133

一部免除をうけたときは 残りの保険料の納付を忘れずに

●保険料の一部免除とは

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。免除額には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4種類があります。このうち全額免除以外は免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除されていない保険料は納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されていても、「保険料未納期間」となってしまうので、注意が必要です。

【4分の3免除】毎月の保険料の4分の3が免除。平成29年度の場合は、月額12,370円が免除され、残りの4,120円は納付しなければなりません。

【半額免除】毎月の保険料の半額が免除。平成29年度の場合は、月額8,240円が免除され、残りの8,250円は納付しなければなりません。【4分の1免除】毎月の保険料の4分の1が免除。平成29年

●保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、同様です。ご注意ください。

※納期限が過ぎた保険料については平成27年10月から「後納制度」が開始されましたので、そちらの申請をしていただくことにより過去5年以内の保険料について納付が可能です。ただし、保険料額には加算額が追加される場合がありますのでご注意ください。

▼問い合わせ先

宇都宮西年金事務
 ☎028(622)4281
 保険課 国民年金係
 ☎(56)9134